

○令和8・9年度名簿における「担い手確保」の評価について

令和8・9年度の入札参加資格者名簿（建設工事業者）の主観点項目では、担い手確保に関する取組みとして、これまでの「新規卒業者雇用」、「子育てサポート」、「女性活躍推進」、「若者の雇用管理」、「協力雇用主登録」に加え、「CCUS登録」を新たに評価します。

県内に本店を有する建設業者であり、以下の基準に該当する場合は、紙媒体により提出してください。

○審査基準及び提出書類

■新規卒業者雇用

審査基準	令和7年9月1日の前2年以内に新卒者を採用し、かつ継続して雇用している者
提出書類	・ 新規卒業者継続雇用申告書（第六号様式）

■子育てサポート

1) 次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の届出義務がある者の場合
（従業員の数が101人以上の事業者の場合）

審査基準	令和7年9月1日までに、次世代育成法に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）を受けている者
提出書類	・ 認定通知書の写し

2) 一般事業主行動計画の届出義務がない者の場合
（従業員の数が100人以下の事業者の場合）

審査基準	令和7年9月1日までに、次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を提出している者
提出書類	・ 一般事業主行動計画の届出書の写し ※労働局の受付印のあるもので、計画期間に申請日が含まれているもの

■女性活躍推進

1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出義務がある者の場合
（従業員の数が101人以上の事業者の場合）

審査基準	令和7年9月1日までに、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし）を受けている者
提出書類	・ 認定通知書の写し

2) 一般事業主行動計画の届出義務がない者の場合
（従業員の数が100人以下の事業者の場合）

審査基準	令和7年9月1日までに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を提出している者
提出書類	・ 一般事業主行動計画の届出書の写し ※労働局の受付印のあるもので、計画期間に申請日が含まれているもの

■若者の雇用管理

審査基準	<u>令和7年9月1日までに</u> 、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）を受けている者
提出書類	認定通知書の写し

■協力雇用主登録

審査基準	<u>令和7年9月1日までに</u> 、保護観察所に協力雇用主として登録している者
提出書類	協力雇用主の登録申告書（第七号様式） ※提出後、登録状況について、千葉県が保護観察所に確認します。

■CCUS登録

審査基準	<u>令和7年9月1日までに</u> 、建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している者
提出書類	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録完了通知の写し又は登録状態のわかる書類